

国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学職員給与規程を次のとおり改正する。

現行	改正	改正理由																																														
<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="215 576 1005 778"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) (新設)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項に規定する職員の管理職手当の月額は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び適用区分に応じ、表(1)及び表(2)の手当額欄に定める額とする。</p> <p>表(1) 一般職俸給表(一)</p> <table border="1" data-bbox="215 1118 667 1334"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>適用区分</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8級</td> <td>I種</td> <td>117,500円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表は省略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略) (新設)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	職務の級	適用区分	手当額	(略)	(略)	(略)	8級	I種	117,500円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>本則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(給与の種類、計算期間及び支給日)</p> <p>第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1077 576 1868 778"> <thead> <tr> <th>給与の種類</th> <th>給与の計算期間</th> <th>給与支給日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略) 教育指導教員手当</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p> <p>第4章 諸手当</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項に規定する職員の管理職手当の月額は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び適用区分に応じ、表(1)及び表(2)の手当額欄に定める額とする。</p> <p>表(1) 一般職俸給表(一)</p> <table border="1" data-bbox="1077 1118 1529 1334"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>適用区分</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8級</td> <td>I種</td> <td>116,500円</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(表は省略)</p>	給与の種類	給与の計算期間	給与支給日	(略) 教育指導教員手当	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	職務の級	適用区分	手当額	(略)	(略)	(略)	8級	I種	116,500円	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																																														
(略) (新設)	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														
職務の級	適用区分	手当額																																														
(略)	(略)	(略)																																														
8級	I種	117,500円																																														
	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														
給与の種類	給与の計算期間	給与支給日																																														
(略) 教育指導教員手当	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														
職務の級	適用区分	手当額																																														
(略)	(略)	(略)																																														
8級	I種	116,500円																																														
	(略)	(略)																																														
(略)	(略)	(略)																																														

3・4 (略)

第4章 諸手当

(地域手当)

第26条 (略)

2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額(以下「地域手当基礎額」という。)に、前項第1号から第3号までに掲げる地域にあつては100分の12、同項第4号に掲げる地域にあつては100分の10を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 次に掲げる者から引き続き職員となり、第1項各号又は第3項に掲げる地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員

(5)～(10) (略)

6 (略)

(広域異動手当)

第26条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距

3・4 (略)

第4章 諸手当

(地域手当)

第26条 (略)

2 地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額(以下「地域手当基礎額」という。)に、前項第1号から第3号までに掲げる地域にあつては100分の15、同項第4号に掲げる地域にあつては100分の12を乗じて得た額とする。

3・4 (略)

5 次に掲げる者から引き続き職員となり、第1項各号又は第3項に掲げる地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の職員

(5)～(10) (略)

6 (略)

(広域異動手当)

第26条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき勤務箇所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と勤務箇所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であつて、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距

離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300 キロメートル以上 100 分の 6

(2) 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 3

2～5 (略)

(単身赴任手当)

第 29 条 (略)

2 単身赴任手当の月額は、23,000 円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km 以上 300km 未満	6,000 円
300km 以上 500km 未満	<u>12,000 円</u>
500km 以上 700km 未満	<u>18,000 円</u>
700km 以上 900km 未満	<u>24,000 円</u>
900km 以上 1,100km 未満	<u>30,000 円</u>
1,100km 以上 1,300km 未満	<u>35,000 円</u>
1,300km 以上 1,500km 未満	<u>40,000 円</u>
1,500km 以上	<u>45,000 円</u>

3～7 (略)

離が 60 キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から 3 年を経過する日までの間、俸給、俸給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

(1) 300 キロメートル以上 100 分の 10

(2) 60 キロメートル以上 300 キロメートル未満 100 分の 5

2～5 (略)

(単身赴任手当)

第 29 条 (略)

2 単身赴任手当の月額は、30,000 円 (職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額)とする。

交通距離	加算額
100km 以上 300km 未満	6,000 円
300km 以上 500km 未満	<u>13,000 円</u>
500km 以上 700km 未満	<u>20,000 円</u>
700km 以上 900km 未満	<u>26,000 円</u>
900km 以上 1,100km 未満	<u>33,000 円</u>
1,100km 以上 1,300km 未満	<u>38,000 円</u>
1,300km 以上 1,500km 未満	<u>43,000 円</u>
1,500km 以上 2,000km 未満	<u>48,000 円</u>
2,000km 以上 2,500km 未満	<u>53,000 円</u>
2,500km 以上	<u>58,000 円</u>

3～7 (略)

<p>(管理職員特別勤務手当) 第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その地の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(新設)</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、<u>前項の規定による勤務1回につき、別表第9に定める額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(勤勉手当) 第39条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額額の合計額を加算した額に <u>100分の72.5</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の92.5</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当) 第37条 第23条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員(以下この条において「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第6条に規定する休日(次項において「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 <u>前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) <u>第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、別表第9に定める額</u></p> <p>(2) <u>前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、別表第9の2に定める額</u></p> <p>4 <u>第1項の勤務をした後、引き続き第2項の勤務をした管理職員には、その引き続き勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。</u></p> <p>(勤勉手当) 第39条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額額の合計額に、役職段階別加算額及び管理職加算額を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に前項に掲げる職員がそれぞれの基準日現在の扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額額の合計額を加算した額に <u>100分の75</u>(特定幹部職員にあっては、<u>100分の95</u>)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p>	
---	---	--

(表は省略)

3・4 (略)

(新設)

(新設)

附 則

第7条 当分の間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

第10条 附則第7条の規定が適用される間、第39条第2項に定める額は、同条第2項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出した額から、同条第2項に掲げる職員で附則第7条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375(特定幹部職員にあつては、100分の1.5375)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の72.5(特定幹部職員にあつては、100分の92.5)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1～別表第4の2 (別紙参照)

(表は省略)

3・4 (略)

(教育指導教員手当)

第40条 教育指導教員手当は、大学院における前期2年及び後期3年の課程の区分を設けない博士課程において2人以上の学生の教育指導を行う職員に対し、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、支給する。

2 教育指導教員手当の支給について必要な事項は、別に定める。

附 則

第7条 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)～(6) (略)

2 (略)

第10条 附則第7条の規定が適用される間、第39条第2項に定める額は、同条第2項の規定にかかわらず、同条第2項の規定により算出した額から、同条第2項に掲げる職員で附則第7条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125(特定幹部職員にあつては、100分の1.425)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75(特定幹部職員にあつては、100分の95)を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1～別表第4の2 (別紙参照)

<p>別表第9(第37条関係) (表は省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>別表第9(第37条第1項関係) (表は省略)</p> <p>別表第9の2(第37条第2項関係)</p> <table border="1" data-bbox="1077 400 1877 691"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支給額 (臨時・緊急にやむを得ず行う 平日深夜勤務)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理職手当 適用職員</td> <td>I種適用者</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>II種適用者</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>III種適用者</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>IV種適用者</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>V種適用者</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		支給額 (臨時・緊急にやむを得ず行う 平日深夜勤務)	管理職手当 適用職員	I種適用者	6,000円	II種適用者	5,000円	III種適用者	4,300円	IV種適用者	3,500円	V種適用者	3,000円	
区分		支給額 (臨時・緊急にやむを得ず行う 平日深夜勤務)														
管理職手当 適用職員	I種適用者	6,000円														
	II種適用者	5,000円														
	III種適用者	4,300円														
	IV種適用者	3,500円														
	V種適用者	3,000円														

附 則 (経規程第27号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成27年4月1日 (以下「切替日」という。) から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第2条 切替日前に職務の級を異にして異動等をした職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる職員(別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則第7条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

第4条 切替日から平成30年3月31日までの間における第26条第2項の規定の適用については、同項中「100分の15」とあるのは「100分の13」と、「100分の12」とあるのは「100分の10」とする。

(平成28年3月31日までの間における広域異動手当に関する経過措置)

第5条 切替日から平成28年3月31日までの間における第26条の2第1項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する経過措置)

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における第29条第1項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。